

決めないで。わたしの幸せ、わたし抜きでは。

～子どもの権利条約が求めるもの～

日本が子どもの権利条約を批准してから、今年で満20周年です。
子どもの権利条約は、子どもを保護の客体ではなく、人権・権利の主体として捉えることを主眼としています。

子どもは保護の客体ではなく人権・権利の主体。
大人社会のお客様ではなく希望を持った人生の主人公。

“nothing about us without us”（私たち抜きに私たちのことを決めないで）。
これが子どもの権利条約の出発点です。

しかし、子どもの権利条約の批准から20年で、子どもの立場は、保護の客体から人権・権利の主体として、社会から受けとめられるようになったのでしょうか。子どもが希望をもって生活をするように、社会が変化してきたのでしょうか。

肝心の子どもたちの眼にはどう映っているのでしょうか。子どもたちは、自分の気持ちを受けとめてもらえたと実感できているのでしょうか。

子どもたちを人権・権利の主体として見るとはどういうことなのか、模索してきた取組みを振り返り、改めて子どもの視線から考えてみたいと思います。

入場
無料

予約
不要

～プログラム～

- 基調講演
- 報告
- 子どもたちの声!!
- パネルディスカッション

パネリスト

コーディネーター

大久保 真紀さん（朝日新聞編集委員）

佐野 みゆき 会員（弁護士 / 東京弁護士会）

弁護士会に人権救済申立てをした、元子どもたち

斉藤 幸芳 さん

（豊島区新宿区虐待対策コーディネーター
社会福祉法人カリヨン子どもセンター理事）

三坂 彰彦 会員

（弁護士 / 東京弁護士会）

相川 裕 会員

（弁護士 / 東京弁護士会）

木田 秋津 会員

（弁護士 / 東京弁護士会）

2014年12月13日(土) 午後1時～午後4時
弁護士会館2階講堂クレオA



東京弁護士会

千代田区霞が関1丁目1番3号
東京メトロ丸の内線
「霞ヶ関駅」徒歩0分 B1b出口

